

# 平成 29 年 4 月 善通寺市農業委員会農地専門部会次第

日時：平成 29 年 4 月 20 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項貸借解約通知確認の報告について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

4. 報 告

報告第 1 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

報告第 2 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

5・そ の 他

次回開催 5 月 23 日（火） 13 時 30 分～

現地調査 同 日 9 時～

農業相談 同 日 10 時～

6. 閉 会

平成29年4月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成29年4月20日（木）10時50分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員，2 谷口義弘委員，3 川田治弘農地専門部会長，4 渡辺政幸委員，5 佐柳博秋委員，6 遠山建治委員，7 瀬川治農地専門部会長職務代理者，8 山地孝義委員，9 増田アサミ委員，10 大川善四郎委員，11 大西光義委員，12 尾上一美委員，13 堀井伸一委員，14 香川貞行委員，15 南光紀夫農政専門部会長，16 土居信雄委員，18 原巧農政専門部会長職務代理者，19 三原正子委員，20 藪内實委員，21 近藤正三会長職務代理者，22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 17 近藤隆委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 参事 大喜多 敬一，局長 平田 和明，係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借等解約通知確認の報告について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
報告第1号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について  
報告第2号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
9. 議 事  
局 長 皆さん，こんにちは。それではただいまより平成29年4月の定例会，農地専門部会を始めさせていただきます。まずは初めに立石会長より，ご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしく申し上げます。  
会 長 失礼します。先ほどの総会で挨拶をさせていただいておりますので，今回

は一点だけ皆様をお願いをいたします。先だってより皆さんにお願いしております農業委員並びに最適化推進委員につきまして、いろいろと推薦状況を見ておりましたら、まだいくつかの地区で、農業委員および推進委員がともに出ていないところがございます。先だってお願いしましたように、現職の農業委員さんの責任において、各地区推進委員さん等の推薦を、まだ締め切りまであと一週間とは思いますが、忘れないように責任ある人の推薦をよろしく申し上げます。ちなみに、〇〇地区で農業委員、推進委員ともに〇名ずつ出ておりません。次に〇〇地区、農業委員および推進委員ともに〇名ずつ、〇名が出てきておりません。それから〇〇地区、農業委員さん〇名、〇〇地区で農業委員、推進委員が〇名ずつ出ておりません。以上、〇地区でまだ出てない方がおりますので、あと残りわずかな日数ではございますが、忘れないように推薦をよろしく申し上げます。

局長 ありがとうございます。それでは、議事の進行につきましては、川田農地専門部会長、よろしく申し上げます。

川田農地専門部会長

皆さん、改めまして、こんにちは。今日は総会に引き続きましての4月の農地専門部会で大変お疲れとは思いますが、議事を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

なお、今日につきましては案件が非常に多くなっております。なるべく要領よく短時間に終わられたらと思いますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。それでは、さっそく会のほうを進めていきたいと思っております。

まず、本日の議事録署名人には、議席第11番の大西委員さんと、第12番の尾上委員さんの両名、よろしくをお願いをいたします。それでは早速でございますが、議案に入りたいと思っております。議案第1号の農地法第18条第6項の規定による貸借解約通知確認の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい、説明に入る前に、先日郵送しております資料の一部に誤りがございましたので、お手数をおかけしますが、差し替えと追加をお願いします。

まず、1点目でございますが、議案の表紙になります農地専門部会次第の5番の報告案件の記載漏れがありましたので、先ほど配布いたしましたも

のと差し替えをお願いします。2点目でございますが、報告第1号と第2号の資料が未送付状態になっておりましたため、先ほど配布をさせていただきました。誠に申し訳ありませんが、以上の2点の差し替えと追加をよろしくをお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、〇件の案件でございます。本来ならば、案件について1件ずつご説明申し上げるべきところでございますが、今月は後の議案でお諮りいただく案件が多いため、時間の都合上、農地法第18条第6項の案件につきましては、まとめて概要のみご説明させていただきます。

番号〇番、〇番、〇番、〇番、〇番ですが、小作権の解約によるものであります。番号〇番、〇番は、賃貸借契約の解除を行うものであります。今月は合計で〇件の通知がありました。合計で田が〇筆、面積にして〇〇〇〇㎡となっております。個別の申請地や地積、解約理由については、1ページの各項目をご参照ください。以上簡単ではございますが、農地法第18条第6項に基づく解約通知報告とさせていただきます。

川田農地専門部会長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら、承りたいと思います。いかがでございましょうか。ございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございます。全員の挙手をいただきまして、議案第1号農地法第18条第6項の賃貸借解約通知確認の報告については、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いい

たします。

局長 はい。それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。

まず、番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件は、譲渡人である○○○○氏の農業廃止によるものと、譲受人である○○○氏の経営規模拡大に伴う、所有権移転売買の案件であります。譲渡人は、本市内において、田畑を合わせて○○筆、○○○○㎡を所有しておりますが、その内の○筆を貸し付けている状態であり、当該申請地は、平成○○年から譲受人との間で利用権を設定し、譲受人が水稻を作付けしております。譲渡人は、体調を悪くし、農業の廃止を検討していたところ、今般、譲受人との間で売買の話がまとまったため、所有権移転の申請に及んだものであります。譲受人は、年間160日間、母親と妻の3名で農作業に従事し、本市内において○○筆、○○○○㎡の自己所有農地には、主に水稻、果樹を作付けしており、借入れ地の○筆を含めて、経営農地面積が○○○○㎡と、下限面積要件を満たしております。当該農地は、譲受人の所有する農地や、借り受けている農地と隣接しているため、耕作の利便性も良く、許可要件のすべてを満たし、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、何も問題は無いと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の第○種農地であります。

次に番号○ですが、譲渡人、○○○様、譲受人、○○○○○様、所有権移転の案件でございます。本件は、先ほど、議案第1号、番号○に関連しております。残存小作の合意による解約を行った農地である、○○○町字○○○○○番○、田○筆、○○○㎡の、所有権移転を行うものであります。本件の譲渡人である○○○氏は、本市内において、田を○筆、○○○○㎡及び畑を○筆、○○○○㎡の合計○○○○㎡を所有しておりますが、当該申請地は自宅から少し離れており、近隣の農地を多く管理しております。今回の譲受人でもある○○○○○氏と利用権を設定して農地の維持管理を行っておりました。譲受人である○○○○○氏は、夫と死別し現在は親と子の○人で暮らしており、義父とともに年間250日間、農作業に従事しており、所有農地と借地を合わせて、○○筆、○○○○㎡と下限面積

要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の第○種農地で、現在は米を作付けしております

次に番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件は、所有権移転の案件であります。譲渡人である○○氏は県外に居住し、本市内には本申請地しか所有しておらず、自己所有農地の処分に苦慮しておりましたが、譲受人である○○氏と話がまとまったことから、所有権移転売買に及んだものであります。また○○氏は年間250日間農作業に従事し、主に野菜を作付けしておりますが、本申請地は譲受人の所有する農地に隣接しており、耕作の利便性も良いことや、譲受人は近隣に田を○筆、合計○○○○㎡を所有し、経営農地面積の下限面積要件を満たしており、貸付地もないことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、何も問題は無いと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域外の第○種農地であります。

次に番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件は、譲渡人である○○○○氏の農業廃止によるものと、譲受人である○○○○氏の経営規模拡大に伴う、所有権移転売買の案件であります。譲渡人は、本市内において、田畑を合わせて○○筆、○○○○㎡を所有しておりますが、その内の○筆を人に貸し付けている状態であります。当該申請地は、隣接する農地を所有する○○氏との賃借権を設定し、隣接農地と一体利用がなされております。また、○○氏は市外に居住しており、所有する農地の維持管理に苦慮しており、○○氏に所有する農地を処分したいとの話を持ちかけていたところ、当該申請地はその形状などから隣接する○○氏が所有する田と一体利用する以外には、単独で耕作するのはあまりに非効率的であることから、依頼を受けた譲受人がその所有権を取得し、先月に3条許可を受けた○○町○○○番○の○○氏の永小作権の放棄と当該申請地の所有権放棄を交換条件として、本市の農地の有効利用に資するため今回の申請に及んだものであります。譲受人は、本市内に○○農園を経営する大規模農家であり、経営農地面積が○○○○○○㎡と、下限面積要件を満たしております。本申請地は細長い

形状で面積も小さい土地であり、これを有効に利用するためには、隣接する田と一体利用して耕作するのが最も利便性が高いと考えられます。本申請地には〇〇氏との賃借権が設定されていますが、譲受人は耕作などに事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められ、不許可の例外として取得することができる場合に該当すると考えられますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆、〇〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請、〇つの案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問ございましたら承りたいと思います。何かございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問ないようでしたら賛成の方、挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

それでは、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。

番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、宅地拡張の案件でございます。本件は、後ほど議案第4号の方でお諮りいただく5条申請の提出があった際に事務局において、所有農地を調べたところ無断転用があったことがわかったため、それを是正するよう指導したことから、4条の転用許可申請に及んだものであります。本件は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田

で現況が宅地である、〇〇㎡について、平成〇年に自宅用の倉庫と駐車場が必要となったため造成したとのことでありますが、その際に農地転用の申請を怠っていたとのことであります。また、当該申請地を造成にあたり選定した経緯であります。当該申請地は道路や水路に面していることから利便性もよく、隣接地には住宅が建築されており、周辺農地への影響がないことから、造成したとのことであります。

当該申請地は、平成〇年に無断で造成をしておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、宅地拡張の案件でございます。本件は、〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記地目が田で現況が宅地である、〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記地目が田で現況が宅地である〇〇㎡について、昭和〇〇年頃に倉庫を建築した際に農業に使用する車両を駐車するため、造成して利用していたとのことであります。当該申請地は、約〇〇年前に無断で造成をしておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、進入路用地の案件でございます。本件は、〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記地目が田で現況が公衆用道路である、〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記地目が田で現況が公衆用道路である〇〇㎡について、約〇〇年前に事業の拡張に伴い車が複数必要になったとのことです。家の南側は道幅も狭く不便であり、当時〇〇〇〇の代表者であった亡き父である〇〇氏は〇〇を入れた車も駐車する必要があったことから、家の北側に駐車するため、〇〇氏が所有していた田の一部を無断で転用して、道路として利用していたとのことであります。

当該申請地は、進入路としての道幅が、約〇mと妥当な広さであり、約〇〇年前に進入路として無断で造成をしておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇種農地であります。



次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、宅地の敷地拡張の案件でございます。本件は、後で議案第4号にてお諮りいただきます第5条申請の案件と関連しております。本件は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田で現況が宅地である、〇〇〇㎡について、平成〇〇年の国道〇〇〇号線工事に伴い、宅地への進入路工事と敷地拡張をした際、農地転用の申請を怠っていたため今回の申請に及んだものであります。当該申請地は、申請者の家のすぐ横に隣接し、すでに樹木を植樹した庭となっており、無断で宅地拡張をしておりますが、始末書にて二度とこのような過ちは犯さないよう注意する旨の反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号5ですが、申請者、〇〇〇〇様、宅地の無断拡張の案件でございます。本件は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田で現況が道路である、〇〇㎡、及び〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田で現況が道路である〇〇〇㎡について、自宅へ進入するにあたり利用していた自宅から〇〇〇m 南に下がった市道からの進入道路は幅員が〇〇mと狭く、自家用車やトラクターが通行しづらかったことから、市道から自宅へ進入するのに効率の良い本申請地について、申請人の義父である〇〇〇〇氏が市道からの進入路である農道のコンクリート舗装をして拡幅工事を行う際に、農地転用の申請を怠っていたため、今回の申請に及んだものであります。本申請地は、平成〇〇年に無断で造成をしておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆の合計が〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川田農地専門部会長

はい、ありがとうございます。ただいま、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして、事務局より内容の説明がありま

した。それでは、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。  
まず〇〇町でございます。

まず、〇番でございます。〇〇町ですので、南光農政専門部会長さんより  
ご意見をお聞きします。南光農政専門部会長、よろしく申し上げます。

南光農政専門部会長

はい。先日、現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ない  
ということですので。

続きまして〇番でございます。〇〇町ですので、渡辺委員さんよりご意見  
をお聞きします。

渡辺委員さんよろしく申し上げます。

渡辺委員

はい。先日〇〇日の日に本人とお会いしてきました。本人もなぜこのよう  
になったのかわからなかったということであり、また反省もしているため、  
特段問題は無いと思います。よろしくご審議申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、〇番の案件につきましても地元の農  
業委員さんは、特段問題ないということですので。続いて〇番でございます。  
〇〇町ですので、大川委員さんよりご意見をお聞きします。大川委員さん  
よろしく申し上げます。

大川委員

はい。先日、現地確認をいたしました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ない  
ということですので。続いて〇番でございます。〇〇町ですので、近藤正三

会長職務代理者よりご意見をお聞きします。

近藤正三会長職務代理者よろしく申し上げます。

近藤正三会長職務代理者

はい。先日、3名で現地確認をいたしました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして〇番でございます。〇〇〇町ですので、山地委員さんよりご意見をお聞きします。山地委員さんよろしく申し上げます。

山地委員

はい。先日、〇〇さんに会い、現地確認をいたしました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは議案第3号、農地法第4条第1項の規定による5つの案件でございます。すべて地元の農業委員さんは特段問題ないということでございますが、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら承ります。ございますでしょうか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局長 それでは議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について、議案書の4ページから5ページの案件で、〇〇件の案件でございます。

番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である〇〇氏と、借人の〇〇氏は義理の親子の関係であります。借人である〇〇氏は現在、〇〇町にて義理の母である〇〇氏及び妻と子の〇人で同居して暮らしておりますが、現在居住している住宅は昭和〇〇年に建築したもので耐震性の問題があることや、子供の成長に伴い、現在の住居が手狭となってきたこともあり、今般、非農家の自己住宅を建築することを計画し、貸人の所有する、当該申請地である、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田で現況が畑である〇筆、〇〇〇㎡を、現在居住している土地である〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、地目が宅地である〇〇〇㎡の土地と併せて利用することを目的として、農地転用の申請に及んだものであります。また、近隣の税理士事務所より貸し駐車場として利用させてほしいとの申し出があったとのことから、現在既設住宅のある〇〇町字〇〇〇〇〇番〇の一部については、新築建物が完成後、既設住宅を解体し、宅地の一部を貸し駐車場として利用する予定となっております。当該申請地は、近隣に多くの住宅が建ち並ぶ地域であり、本転用に関して隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇であります。譲渡人 〇〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇〇有限公司、代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇歳と高齢であり、娘が一人おりますが市外に転出しており、現在は一人暮らしであります。譲受人である〇〇〇〇〇有限公司は市内で不動産業を営む業者であり、本市〇〇町及び〇〇市〇〇町近郊において住宅建設希望の問い合わせが〇件あり、当該申請地において需要が見込まれることから分譲住宅の建設を計画し、本申請地の所有者である〇〇氏との話がまとまったため、本申請に及んだものであります。本申請地は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇筆、〇〇〇㎡に、分譲住宅〇階建てを〇棟、建築面積〇〇〇㎡を建築すること

を目的としております。本申請地は、住宅街の市道沿いの土地であり、〇〇〇m圏内に幼稚園、小学校、大型食料品店があることもあって販売見込みが高いことと、本転用について隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のある、第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、及び〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である〇〇氏と借人である〇〇〇〇氏は親子の関係であります。借人である〇〇〇〇氏は一人子の長女であり、父母を助けて営農も現在及び将来にわたって手伝っていかねばならず、営農計画の面から考慮しても本申請地は農作物の生産性が低く、長期にわたり休耕地であったことから、当該土地を新居の候補地として選定したとのことであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇から分筆した同所〇〇〇番〇で登記地目及び現況が田、〇〇〇㎡に建築面積〇〇〇〇〇㎡の分家住宅を建築することを目的としております。本申請地は、道を挟んで近隣に〇〇件程度の住宅が建ち並ぶなど徐々に宅地化が進んでいる静かな住環境のよい地域であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった農業振興地域内の第〇種農地ではありますが、本転用に関して隣接農地関係者との本転用についての調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏と、譲受人の〇〇氏のご親戚の関係であります。譲受人は現在、〇〇〇町の借家にて妻と子の4人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い、現在の住居が手狭となってきたため、今般、非農家の自己住宅を建築することを計画し、譲渡人の所有する、当該申請地である、〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇筆、〇〇〇㎡を〇〇〇㎡に分筆し、非農家の自己住宅、平屋建て〇棟、建築面積〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として、農地転用の申請に及んだものであります。当該申請地は、市道に面し、〇〇小学校からも近いなど住環境のよい地域で、譲受人のご両親宅

からも近く、子供の面倒を見てもらえることで、生活の利便性が高くなることなど、本転用についての調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇有限会社、代表取締役、〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である〇〇氏と、借人である〇〇〇〇有限会社は貸人である〇〇氏が代表取締役を務める会社であります。借人である〇〇〇〇有限会社は、本申請地の東側にある〇〇町〇〇〇番〇の土地を駐車場及び資材置場として賃貸していましたが、賃貸契約が平成〇〇年〇月末で終了したため、至急駐車場と資材置場が必要になったとのことであります。所有地は周辺にいくつかありますが、近隣の方の同意を得ることができなかったことや、周辺農地の影響を考慮した結果、駐車場や資材置場として利用できる土地は本申請地しかなく、またコンテナで保管している材料などを倉庫で加工するには、会社の倉庫が立地している〇〇町〇〇〇番〇の土地と接している方が便利のため、本申請地である、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇筆、〇〇〇㎡を、同所〇〇〇番〇から分筆し、資材置場及び駐車場にすることを目的として、農地転用の申請に及んだものであります。本申請地は、第〇種農地ではありますが、農地転用に係る審査基準の中にある特例として第〇種農地として区分される、バスターミナル等から半径約〇〇〇m圏内に位置する農地であり、本転用について隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇氏は、娘さんと二人で暮らしており、市内に〇〇〇〇㎡の農地を所有しておりますが、労力不足等の理由により、その多くを貸し付けて自己所有農地の維持管理をしております。一方、譲受人である株式会社〇

〇〇〇〇〇〇は中讃地区の物件を中心に分譲住宅・貸家，事業用物件などを取りそろえ営業している不動産業者であります。今般，〇〇小学校付近で購入の相談が〇件ほどあり，〇区画ほどの需要は見込めると判断したため，本申請地を選定し，〇氏との話の調整がついたことから分譲住宅の建設を目的として本申請に及んだものであります。本申請地は，〇〇町字〇〇〇〇番の登記及び現況地目が田で〇〇〇㎡，同所〇〇番〇の登記地目及び現況地目が田の〇〇〇〇㎡についてであり，合計面積が〇〇〇〇㎡と，1000㎡を超えているため，都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。また本申請地に隣接する区域に既に分譲地があるなど，宅地化が進んでいる地域であり，本転用に関して隣接農地関係者との調整を了しておりますことから，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は農業振興地域内の農地であり，本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇〇氏と，譲受人の〇〇〇〇氏のご兄弟の関係であります。譲受人は現在，本申請地に隣接する土地に建物を構え家族〇人で居住し，〇台の車を所有しておりますが，駐車スペースが〇台分しかなく，隣接する〇〇〇〇番〇の土地に露天駐車をしている状態であります。西側の道路は県道で普段から交通量も多く，特に朝夕の通勤時には出入りに時間がかかる状況であります。また，満車時に来客が有った際は路上駐車してもらうしか方法がなく，安全上も好ましくない状況にあります。このような理由から，駐車場を新たに設置することを計画し，弟の〇さんが所有する本申請地は休耕地であったため，〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡を転用して駐車場にすることを目的として本申請に及んだものであります。なお，本申請地の東側には段差のある田が並んでおり，境界が石積みであったため，雨の日になれば頻繁に水が流れ込んでくる状況であったこともあり，それを防止するためのコンクリート擁壁設置を計画したところ，改修工事に当たり工事車両が出入りするためには，工事車両の駐車スペースを確保しなければならなかったことから，

本年〇月に造成しておりますが、土砂の流出を防ぎ家屋の安全を確保するためにはそれもやむを得なかったと考えられること、近隣の農地関係者と本転用についての調整も了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、株式会社〇〇建設、代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は県外に居住しており、本申請地である〇〇〇町〇丁目〇〇番〇で農業を営むことは物理的に困難であり、当該土地は現在休耕地の状態にあります。また譲受人である株式会社〇〇建設は本申請地の近くに事務所をもつ会社であります。譲受人は、事業遂行に当たり新たに事務所と駐車場が必要になったため、自宅のある善通寺市内で候補地を探していたところ、今般自宅から近く、市道に面した本申請地を選定したとこのことであり、事務所〇〇〇〇〇㎡、駐車場〇台分〇〇〇㎡として利用するため転用申請に及んだものであります。本申請地である、〇〇〇町〇丁目〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡は用途地域に近く、近隣には多くの住宅が建ち並ぶ地域であり、本転用について隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお本申請地は本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、有限会社〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は妻との2人暮らしであり、市内に〇〇〇〇㎡の農地を所有しておりますが、労力不足により本申請地は休耕地の状態となっております。また譲受人である有限会社〇〇〇〇〇〇は本申請地の近くに事務所をもち、主に敷物、雑貨及び各種紐類の製造販売を営んでいる会社であります。譲受人は、〇〇年前に急遽駐車場が必要となり、申請地西側の〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇の土地を従業員用の駐車場として利用するため地主から借り受け、それを駐車場として利用しておりました。ただ、転用



申請を出すことを失念していたため、この行為は無断転用にあたり、それを是正する方向で近々許可申請を予定しておりましたが、地主より土地の賃貸借契約を打ち切る旨の申し出があったため、市道を挟んでその向かい側である本申請地を新たな駐車場として利用すべく本申請に及んだものであります。本申請地である、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、地目が田、〇〇〇〇㎡は現在休耕地の状態であり、地主から契約を打ち切る旨の連絡を受けて駐車場として利用していた土地については、農地に復旧する旨の誓約書と確約書を提出していることや始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えます。なお本申請地は本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様及び〇〇〇〇様、譲受人、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は一人暮らしであり、〇〇歳と高齢で、〇名の娘さんも市外に転出しております。もう一人の譲渡人である〇〇氏は、妻と子の〇人暮らしであります。〇〇歳と高齢であり、所有する農地は〇〇〇〇㎡を超え、将来の農地の維持管理に苦慮しておりました。譲受人である株式会社〇〇〇は〇〇に事務所を置く不動産建設業を営む会社であり、県内において分譲住宅の販売実績が多くあります。〇〇町は数年前から賃貸アパートや分譲住宅の建設が進んでおり、譲受人は当該申請地付近で新居を構えたいという問い合わせが多くあることから、当該地域で分譲住宅用地を探していたところ、譲渡人との間で話が整い、本申請に及んだものであります。本件は、分譲面積が合計して〇〇〇〇㎡と2000㎡を超えており、県の常設審議委員会に諮る案件であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇種農地であります。本申請地は〇〇小学校に近いことに加え、大型の食料品店なども車で数分の距離にあるなど住環境が良いため、販売の見込みも十分に見込まれることや、本転用について隣接農地関係者との調整を了しており、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の



況地目が田である〇筆、〇〇〇㎡に、分譲住宅〇階建てを〇棟、建築面積〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的としております。当該申請地は、市道に面し、また国道からも近く、交通の利便性がよい地域であり、本転用について隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、有限会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は先ほどお諮りいただきました議案第3号の番号〇にあります〇〇氏の無断転用の是正をした上で本申請を行うよう指導したことによるものでありまして、譲渡人である〇〇氏は、妻と二人で暮らしており、息子さんは市外に転出しており、農地を〇筆、合計〇〇〇〇㎡を所有しておりますが、労力不足等の理由により、所有する農地のうち〇筆、〇〇〇〇㎡を貸し付けて農地の管理をしており、自作農地で大きなものは本申請地だけであります。一方、譲受人である有限会社〇〇〇〇〇〇は事業拡大のため、大学や短大生向けの共同住宅を計画しておりましたところ、本申請地は大学や短大にも近くまた国道〇〇〇号線沿いであり、〇〇方面への移動にも便利であることから、本申請地を選定したものであります。本申請地は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田ある〇筆、〇〇〇㎡を、共同住宅を建築することを目的として、農地転用の申請に及んだものであります。当該申請地は、国道〇〇〇号線沿いに位置し、本転用に関して隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である〇〇〇〇氏と、借人の〇〇〇〇氏は親子の関係であります。貸人である〇〇〇〇氏は妻と母の3名で市内に居住しておりますが、当該申請地は所有する農地の中でも耕作に不向きな土地であり、将来の維持管理に苦慮しておりました。借人である〇〇

〇〇氏は現在、〇〇市に居住しており、子供の成長に伴い現在の借家が手狭になってきたことや、実家の近くで農業の補助をしながら両親の面倒もみることを目的として、実家の近くの国道沿いで利便性の高い本申請地に分家住宅を建築することを目的として本申請に及んだものであります。当該申請地は、〇〇町字〇〇〇〇番〇の登記地目が田の〇〇㎡、同所〇〇〇番〇の登記地目が田の〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇の登記地目が田の〇〇㎡であり、国道〇〇〇号線沿いの利便性の高い土地であり、本転用に関して隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、なお本申請地は本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇種農地であります。

以上〇〇件、登記地目は、田が〇〇筆の合計が〇〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第4号、農地法第5条許可申請の案件、〇〇件の案件について事務局より説明がありました。それでは、地元の農業委員さんのご意見をお聞きしたいと思います。まず番号〇ですが、〇〇町ですので、大川委員さんより意見をお聞きします。大川委員さん、よろしくお願ひします。

大川委員 はい。先日、現地を確認いたしましたところ特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですので。続きまして、番号〇でございます。〇〇町でございますので、南光農政専門部会長、よろしくお願ひします。

南光農政専門部会長

はい。先日現地確認をいたしました。特に問題は無いと思います。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇でございます。〇〇町で

すので、藪内委員さん、よろしくお願いします。

藪内委員

先日、近隣の方及び水利関係者とお会いし、現地確認を行いました。特段問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇でございます。〇〇〇町です。香川委員さん、よろしくお願いします。

香川委員

先日、3人の委員で4月〇〇日、現地確認をいたしました。周辺の水利関係者ともお会いし、話を伺いました。別段問題はありません。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇でございます。原田町でございます。南光農政専門部会長、よろしくお願いします。

南光農政専門部会長

はい。先日現地確認を行いました。特に問題は無いと思います。  
よろしくご審議をお願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇でございます。〇〇町です。堀井委員さん、よろしくお願いします。

堀井委員

はい。先日、〇さんや水利関係者ともお会いし、現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇でございます。〇〇町です。近藤正三会長職務代理者、よろしくお願いします。

近藤正三会長職務代理者

はい。これも確認したところ、兄弟の間柄でもありますし、やはり近隣に迷惑を及ぼすようなことなないと思いますことから、特に問題は無いと思

います。よろしくお願いいたします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇でございます。〇〇〇町〇丁目ですので、遠山委員さん、よろしくお願いいたします。

遠山委員

はい。先日の現地確認の結果、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇でございます。〇〇町ですので、谷口委員さん、よろしくお願いいたします。

谷口委員

はい。4月〇〇日に農業委員3名にて現地の調査を行いました。特段問題はございません。また周辺の関係者にも話をききましたが特に問題はありませんとのことですので。よろしくご審議の程お願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇〇でございます。〇〇町ですので、南光農政専門部会長、よろしくお願いいたします。

南光農政専門部会長

はい。先日現地の調査を行いました。特段問題は無いと思います。  
よろしくお願いいたします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇〇でございます。〇〇町ですので、増田委員さん、よろしくお願いいたします。

増田委員

はい。先日現地の調査を行いました。特に問題は無いと思います。  
よろしくお願いいたします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇〇でございます。〇〇町ですので、大西委員さん、よろしくお願いいたします。

大西委員

はい。先日現地確認や関係者に話を伺いました。土地改良区の理事さんが立ち合いをしているということでございますので、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇〇でございます。〇〇町です。近藤正三会長職務代理者、よろしく申し上げます。

近藤正三会長職務代理者

はい。先日現地の調査を行いました。進入路の関係で地元の水利組合と話しを詰めるところが残っておりますが、特に問題は無いと思います。よろしく申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。続きまして、番号〇〇でございます。本来ならば私でございますが、私が進行をしている関係上、土井委員さん、よろしく申し上げます。

土井委員

はい。先日家族の方にも来ていただいて、現地確認を行いました。特に問題は無いと思います。よろしく申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、〇〇の案件について地元の農業委員さんに意見をお伺いしましたところ、すべて特段問題はないということでございます。それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、皆様方のほうで何かご意見、ご質問ありましたら承りたいと思います。何かありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法

第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をさせていただきたいと思っております。続きまして、報告第1号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動に向けた活動の点検・評価（案）について、報告第2号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

小 林 それでは報告第1号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本日追加で配布させていただいております資料をご覧ください。報告第1号ですが8ページ分あります。1枚目から順に概要を申し上げます。大見出しについては、農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、有給農地に関する措置に関する評価、違反転用への適正な対応、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、地域農業者などからの主な要望・意見及び対処内容、事務の実施状況の公表等となっています。農業委員会の状況は、本市の農業の概要や農業委員会の体目標の達成に向けた活動内容を記載しています。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進は、最近の新規参入者の実績などについて記載しています。担い手への農地の利用集積・集約化は、これまでの集積面積や平成28年度の集積実績や目標達成に向けた活動について記載しています。遊休農地に関する措置に関する評価は、有給農地の調査実績などについて記載しています。違反転用への適正な対応については、農地パトロールなどにより発見した違反の実績等を記載しています。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、農地法3条に基づく許可事務や後転用に関する事務等の内容について記載しています。地域農業者などからの主な要望・意見や対処内容は特にその項目に該当するものではありませんでした。事務の実施状況の公表は、総会の議事録の公表の方法について記載しています。以上、簡単ではありますが、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての報告であります。

次に、報告第2号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。報告第2号は3ページ分ございます。大見出しについては、農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化、



新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置、違反転用への適正な対応の5項目となっています。農業委員会の状況は、農家・農地等の概要、農業委員会の現在の体制で、担い手への農地の利用集積・集約化は、平成29年3月現在の現状及び課題、平成29年度の目標及び活動計画(案)で、新たな農業経営を営もうとする者への参入促進は、平成26年から平成28年度の新規参入の状況及び課題、平成29年度の目標及び活動計画(案)で、遊休農地に関する措置は、平成29年3月現在の現状及び課題、平成29年度の目標及び活動計画(案)で、違反転用への適正な対応は、平成29年3月現在の現状及び課題、平成29年度の活動計画(案)であります。お目通しをいただけますよう、お願いします。報告第1号については、本市のホームページに、「農業委員会の適正な事務実施に対する意見募集について」として掲載して、地域の農業者等から意見等を5月末まで募集し、お寄せいただいた意見等を参考にし、本市委員会において修正した内容について、再度、本市のホームページで公表いたします。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、本市農業委員会農地専門部会において、承認を得た後、香川県農政水産部農政課経由で提出してから、公表することになります。なお、農政局からの詳細補正等の指示に対応するために、軽微な修正等につきましては、事務局に一任いただけますようお願いいたします。以上で、報告を終わります。

#### 大喜多参事

引き続きまして、私のほうからご説明させていただきます。お手元の大きな資料でございますが、農業委員の推薦の及び応募の状況、および推進員の推薦及び応募の状況となっております。4月19日現在の状況でありまして、募集期間は4月28日までの間でございます。こちらは新しい法律においてその状況を公表せよということでございますので、公表するものであります。またホームページなどで公表していきたいと思っております。内容はごらんとおりでありまして、農業委員は〇名、推進員につきましては〇〇名の推薦及び応募の状況となっております。そういうことでまだ

定数には達していませんので、先ほど会長の方からもありましたように、募集期間中、応募を十分していただくということでございますのでよろしくお願いたします。内容につきましては、推薦あるいは応募の内容を記載したものでありまして、住所以外の内容について公表をするということでございますので、よろしくお願いたします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から報告事項等のご説明がありました。これにつきまして何かご意見、ご質問などありましたら、承りたいと思います。何かありませんか。

(全委員質問なし)

川田農地専門部会長

それでは、別紙にあります配分計画、権利の移転についてですが、農地部会の意見を求めたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

局 長

〇〇〇〇さんは、水稻は本人が作付けし、麦作は〇〇〇〇〇〇〇〇が作付けしていましたが、病気のため水稻期間も〇〇に権利を移転したいとのこととあります。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇と契約していましたが、〇〇〇〇さんの田と隣接しているので、是非とも貸してほしいということで〇〇〇〇さんに権利を移転したいとのこととあります。

川田農地専門部会長

ただいま事務局から説明のありました件について、何か意見がありましたらよろしくお願いたします。

(全委員意見なし。)

川田農地専門部会長

それではその他の件でも結構ですので、何かご意見ご質問等ありましたら承りたいと思います。何かございませんか。

(全委員質問なし)

川田農地専門部会長

それでは、ご意見ご質問は無いようでございます。本日の農地専門部会は

総会に引き続きましての開催であり、長時間でありましたので、皆様大変お疲れであったと思います。皆様方のご協力をいただきまして昼までに終了することができました。熱く御礼申し上げます。それでは、これで4月の農地専門部会を閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会時刻 12時 01分